

# 青森県報

第千九百二十四号

平成十三年九月二十一日(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営課) …… 一

### 告示

○字区域の変更 (振興町課) …… 二

○右 同 (振興町課) …… 三

○右 同 (同) …… 三

○特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 (団体経営課) …… 三

○都市計画事業計画の変更認可 (都市計画課) …… 四

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正 (経理課) …… 四

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更 (同) …… 四

### 公告

○換地処分 (都市計画課) …… 四

○右 同 (同) …… 四

### 出先機関

○道路の位置の指定 (土木事務所) …… 五

○右 同 (同) …… 五

### 公安委員会

○型式の検定適合遊技機 (生活安全課) …… 五

## 規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木村守男

### 青森県規則第七十六号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「年 一・一パーセント」を「年 一・二五パーセント」に、「年 〇・九パーセント」を「年 一・〇五パーセント」に改める。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十三年八月十四日以後において利子補給承認のなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

## 告示

青森県告示第五百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、五所川原市長から五所川原市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十三年九月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木村守男

五所川原市

大字吹畑字藤巻九九の三、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇一の二、一〇二の四、一〇二の五の一部、一〇三、一〇四の三の一部、一一三の三、一一三の四、一一三の五の一部、一一三の六の一部、一一三の七、一一三の八の一部、一一四の一、一一四の二、一一五の一の一部、一一五の二、一一五の三の一部、一一五の五の一部、一一六の一、一一六の二、一一七の三の一部、一一八の三の一部、一一九の三の一部、一一五の一の一部、一一五の四の一部、字鎌谷町一一七の四の一部、一一七の二から一一七の一四までの各一部、字大町七の二四、字弥生町二の八の一部、二二の九の一部、一三の六の一部、一三の二六、一六の五、二二、二二の三の一部、二二の二、二二の三、二四、二五の一から二五の四まで、三九の二、三九の三、四一、四二、字東町一七の七及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部を字一ツ谷に編入する。

字一ツ谷一一の一から一一の八まで、一三の一から一三の二四まで、一四、二二、二二、二二の三の一から二二の三まで、二四、二五の一から二五の五まで、二七の一から二七の四まで、二九の一から二九の二二まで、三〇の一、三〇の二、三一、三二の一から三二の一〇まで、三三の二から三三の五まで、三五の一から三五の三まで、三五の五から三五の九まで、三五の一から三五の一六まで、三六の一、三六の二、三七の一の一部、三七の三、三七の五、三七の六、三九の三の一部、三九の五、三九の六の一部、四一の一の一部、四一の四から四一の六までの各一部、四二の一、四二の二、四三、四四の一、四四の三、四五の一、四五の二、四六の一、四六の三から四六の一五まで、四七の一、四七の三、四七の四、四八の一の一部、四八の三、四八の四の一部、四八の六、四八の七の一部、四八の八、四八の九の一部、五三の一の一部、五三の七の一部、五五の二の一部、五五の三の一部、一一四の一、一一四の二、一一

四の二、一一四の五、一一四の七、一一四の九、一一四の二二、一一四の二五、一一四の三〇、一一四の三二、一一四の三三、一一四の三六から一一四の四一まで、一一四の四五から一一四の五五まで、一一五の一、一一五の二、一一五の五、一一五の七から一一五の一五まで、一一五の二一、一一五の二四、一一五の二六、一一五の一八から一一五の二三まで、二二四、二二五の二、二二六の二、二九〇の一、二九〇の三、二九〇の四、三三三の一部、三二四の一部、字弥生町六の一、六の六から六の九まで、一一二の一、一一二の七、一一二の八の一部、一一二の九の一部、一三の六の一部、一三の七の一部、大字吹畑字藤巻一一七の六の一部、一一七の九の一部、一三一の一の一部、一三一の二、一三一の三、一三一の四の一部、一三一の五の一部、一三一の一の一部、一三一の二、一三一の三、一三一の四から一三一の六までの各一部、一三二の九から一三二の二一まで、一三三の二、一三三の三、一三三の四、一三三の五、一三三の七から一三三の九まで、一四〇の二の一部、一四〇の三の一部、一四〇の七の一部、一四三の三の一部、一四三の四の一部、一四四の二の一部、一四五の一部、一五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を字鎌谷町に編入する。

大字吹畑字藤巻一一七の六の一部、一一七の七の一部、一一七の九の一部、一一七の一〇の一部、一一八の六の一部、一二八の三、一二九の三の一部、一三〇の一、一三〇の五から一三〇の七まで、一三〇の九から一三〇の二八まで、一三二の一の一部、一三一の四の一部、一三一の五の一部、一三一の六から一三二の一〇まで、一三二の一の一部、一三二の二、一三二の三、一三二の四から一三二の六までの各一部、一三二の七、一三二の八、一三八の二、一三八の五から一三八の二二まで、一三八の一四から一三八の二〇まで、一三九の一から一三九の四まで、一四〇の二の一部、一四〇の三の一部、一四〇の五、一四〇の六、一四〇の七の一部、一四〇の一〇、一四二の二、一四二の二〇から一四二の二九まで、一四二の二三から一四二の四二まで、一四三の三の一部、一四三の四の一部、一四四の二の一部、一四五の一部、一四六の一部、一五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに字鎌谷町七七の四、七九の一、七九の二に隣接する水路である国有地の一部を松島町一丁目編入する。

大字吹畑字藤巻一〇二の二、一〇二の五の一部、一〇四の二、一〇四の三の一部、一一三の二、一一三の五の一部、一一三の六の一部、一一三の八の一部、一一五の一の一部、一一五の三の一部、一一五の四、一一五の五の一部、一一七の一、一一七の二、一一七の三の一部、一一七の七の一部、一一七の八、一一七の九の一部、一一七

の一〇の一部、一一八の二、一一八の三の一部、一一八の五、一一八の六の一部、一九の二、一一九の三の一部、一一九の四、一二九の三の一部、一五一の一の一部、一五一の二、一五一の三、一五一の四の一部、字一ツ谷五五の二の一部、五五の三の一部、三二三の一部、三二四の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部を松島町三丁目に編入する。

青森県告示第五百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、五所川原市長から五所川原市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木村守男

五所川原市

字難田九九の一、九九の四から九九の二二まで、一〇〇の一から一〇〇の五まで、一〇一の一から一〇一の五まで、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の二から一〇三の四まで、一〇三の六から一〇三の二七まで、一〇四の二、一〇四の二から一〇四の三二まで、一〇四の三三、一〇四の三四、一〇五の六、一〇五の二〇、一〇五の二一、一一五の二、一一五の二から一一五の二六まで、一一六の一、一一六の二、一一七の五、一一七の七、一四一の二、一四一の一七、一四八の一、一四八の四、一四九、一五〇、一五一の一、一五一の四、一五二の一から一五二の二〇まで、一五三の一、一五三の二、一五四の一、一五四の二、一五五、一五六の一、一五七の一、一五七の八、一五九の四、一五九の五、大字漆川字鍋懸二二七の二、一二八の二、二七二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字一ツ谷に編入する。

青森県告示第五百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、五所川原市長から五所川原市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、

同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十三年九月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木村守男

五所川原市

字一ツ谷一一四の二から一一四の一〇まで、一一四の一四、一一四の一六、一一四の一八、一一四の二〇、一一四の二二から一一四の二四まで、一一四の二七から一一四の二九まで、一一四の三一、一一四の三四、一一四の四二から一一四の四四まで、一一四の五六、一一四の五七及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部を字鎌谷町に編入する。

青森県告示第五百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第一百五十二条第四項の規定により公示する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名(名称)	区域	区分
下北郡大畑町大字大畑字二枚橋二四 杉本 勲	大畑町第一区域	底建網漁業
下北郡大畑町大字大畑字大畑道三の二 杉本 賢一	大畑町第二区域	底建網漁業

青森県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鯉ヶ沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十三年九月十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

鯉ヶ沢町

二 都市計画事業の種類

鯉ヶ沢都市計画下水道事業（鯉ヶ沢町公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成八年一月二十二日青森県告示第三十五号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成八年一月二十二日青森県告示第三十五号）の事業地に西津軽郡鯉ヶ沢町大字田中町、大字七ツ石町、大字舞戸町字三ツ沢、字西阿部野、字禿及び字桜山を加え、大字舞戸町字東阿部野及び字上富田地内において事業地を変更する。

青森県告示第五百二十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十三年九月二十五日から施行する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

第三号の表中

十和田信用金庫八戸支店

八戸市大字類家

を削る。

青森県告示第五百二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二〇五

根上 久男

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二二四

2 変更後の住所及び売りさばき場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二〇五

公 告

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、五所川原市から五所川原都市計画事業駅東部地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、五

所川原市から五所川原都市計画事業駅東部第二地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

むつ土木事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月二十一日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
下北郡大畑町大字大畑字上野一四の四	八六・六二メートル	六・一〇メートル	平成 三三・九・四

むつ土木事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月二十一日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
むつ市柳町三丁目一三の八	七六・五五メートル	六・一〇メートル	平成 三三・九・六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月二十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRあどべん隊Z1	株式会社まさむら遊機
同	CR熱闘パワプロクンZ2	京楽産業株式会社
同	CRフィーバーパックワールド	株式会社三共
同	CR海へいこう楽園天国	マルホン工業株式会社
同	キワメー30	テクノコーシン株式会社
同	ブルトクラット	株式会社ミズホ

同	同	同	同
右	右	右	右
エコトーフ e	ファイアエレメント	コンチ4XR-30	コンチ4XR
株式会社ネット	株式会社エイベックス	同 右	アルゼ株式会社

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭